

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 部局等（第5条—<u>第13条の3</u>）</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 広域振興局</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 部等及びその分掌事務（第19条—<u>第28条</u>）</p> <p>第3節・第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4） [略]</u></p> <p><u>（5） [略]</u></p> <p><u>（6） [略]</u></p> <p><u>（7） [略]</u></p> <p><u>（8） [略]</u></p> <p><u>（9） [略]</u></p> <p><u>（10） 国体・障がい者スポーツ大会局</u> （秘書広報室の分課及びその分掌事務）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p><u>行幸啓担当の分掌事務</u></p> <p><u>（1） 行幸啓、行啓及びお成りに関すること。</u></p> <p>3 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>広聴広報担当の分掌事務</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 請願及び陳情並びに県民の要望の処理に関すること。</p> <p>（3） 公益通報者の保護に関すること（<u>他の室、課又は所（以下「他課等」という。）の</u>主管に属するものを除く。）。</p> <p>[略]</p> <p>4 [略]</p> <p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4） 岩手県公会堂の管理に関すること。</u></p> <p><u>（5） [略]</u></p> <p><u>（6） [略]</u></p> <p><u>（7） [略]</u></p> <p><u>（8） [略]</u></p> <p>[略]</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 部局等（第5条—<u>第13条の2</u>）</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 広域振興局</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 部等及びその分掌事務（第19条—<u>第28条の2</u>）</p> <p>第3節・第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4） 文化スポーツ部</u></p> <p><u>（5） [略]</u></p> <p><u>（6） [略]</u></p> <p><u>（7） [略]</u></p> <p><u>（8） [略]</u></p> <p><u>（9） [略]</u></p> <p><u>（10） [略]</u></p> <p>（秘書広報室の分課及びその分掌事務）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p>3 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>広聴広報担当の分掌事務</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 請願及び陳情並びに県民の要望の処理に関すること（<u>他の室、課又は所（以下「他課等」という。）の</u>主管に属するものを除く。）。</p> <p>（3） 公益通報者の保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>[略]</p> <p>4 [略]</p> <p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4） [略]</u></p> <p><u>（5） [略]</u></p> <p><u>（6） [略]</u></p> <p><u>（7） [略]</u></p> <p>[略]</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

給与人事担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 職員委員会、特別職報酬等審議会及び公務災害補償等審査会に関すること。

[略]

4 [略]

5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

私学・情報公開担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) 私立学校審議会、いじめ再調査委員会、情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

法務指導担当の分掌事務

(1) 高度の専門知識を必要とする法務事務の指導に関すること。

政策法務担当の分掌事務

(1) [略]

6・7 [略]

8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) 防災会議、災害対策本部及び石油コンビナート等防災本部に関すること。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(17) 国民保護協議会に関すること。

(18) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

防災消防担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 総合防災センターの管理に関すること。

(10)～(17) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(7) [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

調整分権担当及び管理担当の分掌事務

(1) 部及び広域振興局の総括に関すること。

(2) 広域振興局に関すること（他部局等の主管に属するものを除く。）。

(3) [略]

(4) [略]

[略]

調整分権担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 地域振興行政に関する企画及び調整に関すること。

(3) [略]

(4) 部内の予算に関すること。

(5) 地域経営推進費に関すること（市町村課の主管に属するものを除く。）。

(6) [略]

(7) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

[略]

給与人事担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 職員委員会に関すること。

(10) 特別職報酬等審議会及び公務災害補償等審査会に関すること。

[略]

4 [略]

5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

私学・情報公開担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) 私立学校審議会、情報公開審査会、個人情報保護審査会、個人情報保護審議会及びいじめ再調査委員会に関すること。

政策法務担当の分掌事務

(1) [略]

6・7 [略]

8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(16) 災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(17) 防災会議、石油コンビナート等防災本部及び国民保護協議会に関すること。

防災消防担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 岩手県立総合防災センターの管理に関すること。

(10)～(17) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(7) [略]

(8) 国際室

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

調整分権担当及び管理担当の分掌事務

(1) 部の総括に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

[略]

調整分権担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) 部内及び広域振興局の予算に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 広域振興局の事務管理、人事及び経理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

[略]

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政担当の分掌事務

(1)～(12) [略]

(13) [略]

財政担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 地域経営推進費に関すること（市町村に交付するものに限る。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

4・5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸・定住交流担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の振興に関すること（地域連携推進担当の主管に属するものを除く。）。

。

(2) 定住交流の促進に関すること（地域連携推進担当の主管に属するものを除く。）。

(3) 地域振興に関するプロジェクトに関すること（地域連携推進担当の主管に属するものを除く。）。

(4) 過疎地域の振興施策に関すること。

(5) 山村及び豪雪地帯の振興対策に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) いわて体験交流施設の管理に関すること。

交通担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

地域連携推進担当の分掌事務

(1) 地域連携基盤の構築に関する企画及び調整並びに推進に関すること。

7・8 [略]

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政担当の分掌事務

(1)～(12) [略]

(13) 自治紛争処理委員に関すること。

(14) [略]

財政担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

4・5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

地域振興担当の分掌事務

(1) 地域振興行政に関する企画及び調整に関すること。

(2) 広域振興局に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 地域経営推進費に関すること。

(4) 市町村からの要望の総括に関すること。

(5) 定住交流の促進に関すること。

(6) 地域振興に関するプロジェクトに関すること（県北沿岸振興担当、地域連携推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) 過疎地域の振興施策に関すること（県北沿岸振興担当の主管に属するものを除く。）。

。

(8) 山村及び豪雪地帯の振興対策に関すること（県北沿岸振興担当の主管に属するものを除く。）。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の振興に関する企画及び調整に関すること（地域連携推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 県北沿岸地域の振興に関するプロジェクトに関すること（地域連携推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 三陸ジオパークの推進に関すること。

(4) いわて体験交流施設の管理に関すること。

交通担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

地域連携推進担当の分掌事務

(1) 地域連携基盤の構築に関する企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

7・8 [略]

9 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。

国際交流担当の分掌事務

(1) 国際交流及び国際協力に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 多文化共生の推進に関すること。

(3) 一般旅券の発給に関すること。

国際担当の分掌事務

(1) 国際施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 国際人材の育成に関すること。

(3) 外国の地方公共団体等との提携に関すること。

(4) 海外への情報の発信に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。

- (1) 文化スポーツ企画室
- (2) 文化振興課
- (3) スポーツ振興課
- (4) ラグビーワールドカップ2019推進課

2 文化スポーツ企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

- (1) 部の総括に関すること。
- (2) 部内各課等の連絡に関すること。
- (3) 部内他課の主管に属しないこと。

企画担当の分掌事務

- (1) 文化スポーツ行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 部内の予算に関すること。

管理担当の分掌事務

- (1) 部内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。
- (2) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

3 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化芸術担当の分掌事務

- (1) 文化芸術の振興に関すること（文化交流担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 文化財の活用に関すること。
- (3) 文化芸術関係団体の育成及び指導に関すること。
- (4) 文化施設の設置及び運営の指導に関すること。
- (5) 岩手県民会館及び岩手県公会堂の管理に関すること。
- (6) 文化芸術振興審議会に関すること。

文化交流担当の分掌事務

- (1) 世代間及び地域間の文化交流に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) メディア芸術の振興に関すること。

世界遺産担当の分掌事務

- (1) 世界遺産の登録及び保全に関すること（文化遺産に係るものに限る。）。
- (2) 世界遺産の普及啓発に関すること（文化遺産に係るものに限る。）。

4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

生涯スポーツ担当の分掌事務

- (1) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (2) 生涯スポーツ関係団体の育成及び指導に関すること。
- (3) 社会体育施設の設置及び運営の指導に関すること。
- (4) 岩手県営運動公園、岩手県立御所湖広域公園の艇庫、岩手県営体育館、岩手県営野球場、岩手県営スケート場、岩手県勤労身体障がい者体育館、岩手県営スキージャンプ場、岩手県営武道館及び岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。
- (5) スポーツ推進審議会に関すること。

競技スポーツ担当の分掌事務

- (1) 競技スポーツの振興に関すること。
- (2) 競技スポーツ関係団体の育成及び指導に関すること。
- (3) スポーツ医・科学に関すること。

5 ラグビーワールドカップ2019推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

- (1) 平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

大会運営担当の分掌事務

- (1) ラグビーワールドカップ大会の運営に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務

- (1)～(7) [略]

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務

- (1)～(7) [略]

- (8) 岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

環境影響評価・土地利用担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 環境影響評価技術審査会、国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。

4～7 [略]

8 若者女性協働推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

青少年・男女共同参画担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

NPO・文化国際担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 文化芸術振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) 生活文化に関すること。

(5) 国際交流及び国際協力に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 一般旅券の発給に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) 文化芸術振興審議会に関すること。

若者活躍支援担当の分掌事務

(1) 若者の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 社会福祉審議会に関すること。

(8) 保健所運営協議会に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) がん登録情報利用等審議会及び指定難病審査会に関すること。

[略]

国保担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

介護福祉担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 介護保険審査会に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

[略]

環境影響評価・土地利用担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 国土利用計画審議会、土地利用審査会及び環境影響評価技術審査会に関すること。

4～7 [略]

8 若者女性協働推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

青少年・男女共同参画担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 若者の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

NPO・協働担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

女性活躍支援担当の分掌事務

(1) 女性の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 社会福祉審議会及び保健所運営協議会に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、ふれあいランド岩手、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、いわて子どもの森及びいわてリハビリテーションセンターの管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 指定難病審査会及びがん登録情報利用等審議会に関すること。

[略]

国保担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険審査会、後期高齢者医療審査会及び国民健康保険運営協議会に関すること。

4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

介護福祉担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 介護保険審査会に関すること。

[略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

障がい福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 岩手県立視聴覚障がい者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関すること。

(5) [略]

[略]

7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化・子育て支援担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 岩手県子ども・子育て会議に関すること。

(12) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。

[略]

8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2・3 [略]

4 産業経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

海外マーケット担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 大連市との定期協議に関すること。

5 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興担当の分掌事務

(1) 観光の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(4) [略]

(5) イベントに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 国際観光の促進に関すること。

(7) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(8) 陸前高田オートキャンプ場の管理に関すること。

宣伝誘客担当の分掌事務

(1) 観光キャンペーンその他の観光の宣伝に関すること。

(2) 平泉の文化遺産を活用した観光の振興に関すること。

三陸観光再生担当の分掌事務

(1) [略]

6 雇用対策・労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

労働担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 岩手県勤労身体障がい者体育館の管理に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 職業能力開発審議会に関すること。

(13) 契約審議会に関すること。

7 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2～13 [略]

14 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

障がい福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) ふれあいランド岩手及び岩手県立視聴覚障がい者情報センターの管理に関すること。

(5) [略]

[略]

7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化・子育て支援担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 小児慢性特定疾病審査会及び岩手県子ども・子育て会議に関すること。

[略]

8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2・3 [略]

4 産業経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

海外マーケット担当の分掌事務

(1) [略]

5 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

国内観光担当の分掌事務

(1) 国内観光の振興に関すること（三陸観光地域づくり担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(4) [略]

(5) 岩手県立陸前高田オートキャンプ場の管理に関すること。

国際観光担当の分掌事務

(1) 国際観光の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

三陸観光地域づくり担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 三陸地域の観光振興に係る地域連携基盤の構築に関する企画及び調整並びに推進に関すること。

6 雇用対策・労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

労働担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 職業能力開発審議会及び契約審議会に関すること。

7 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2～13 [略]

14 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

漁業調整担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。

(13) [略]

(14) [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

漁港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 種市漁港海岸休養施設の管理に関すること。

(6)・(7) [略]

[略]

16・17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 事業認定審議会に関すること。

(8) [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 建設工事紛争審査会に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

[略]

4～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理開発担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 都市公園に関すること（県立都市公園の管理に関するものに限る。）。

(6) [略]

計画整備担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 駐車場（県営内丸駐車場を除く。）に関すること。

(4) 都市公園に関すること（管理開発担当の主管に属するものを除く。）。

(5) [略]

[略]

9～12 [略]

（国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務）

第13条の3 国体・障がい者スポーツ大会局に次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 施設課

(3) 競技式典課

(4) 障がい者スポーツ大会課

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当及び企画広報担当の分掌事務

(1) 局の総括に関すること。

(2) 局内各課の連絡に関すること。

(3) 局内他課の主管に属しないこと。

管理担当の分掌事務

(1) 局内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。

(2) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の特別接伴に係る関係機関との連絡調整に関すること。

[略]

漁業調整担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

漁港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 岩手県立種市漁港海岸休養施設の管理に関すること。

(6)・(7) [略]

[略]

16・17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) あっせん委員、仲裁委員及び事業認定審議会に関すること。

(8) [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 建設工事紛争審査会に関すること。

[略]

4～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理開発担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 都市公園に関すること（県立都市公園（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫を除く。）の管理に関するものに限る。）。

(6) [略]

計画整備担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 駐車場（岩手県営内丸駐車場を除く。）に関すること。

(4) 都市公園に関すること（管理開発担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) [略]

[略]

9～12 [略]

企画広報担当の分掌事務

- (1) 国体の企画及び実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の広報に関すること。

県民運動担当の分掌事務

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動に関すること。

募金・企業協賛担当の分掌事務

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の募金及び企業協賛に関すること。

3 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

施設調整担当の分掌事務

- (1) 国体の競技施設の整備に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の施設整備及び管理に関すること。
- (3) 国体及び障害者スポーツ大会の警備及び消防に関すること。

輸送・交通担当の分掌事務

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の輸送及び交通に関すること。

宿泊・衛生担当の分掌事務

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生並びに医療及び救護に関すること。

4 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

競技担当の分掌事務

- (1) 国体の競技運営に関すること。

式典担当の分掌事務

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。

5 障がい者スポーツ大会課の分掌事務は、次のとおりとする。

大会運営担当の分掌事務

- (1) 障害者スポーツ大会の企画及び実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

大会競技担当の分掌事務

- (1) 障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。

(内部組織)

第19条 広域振興局に、別表第1に掲げるところにより、部、室、課及び所を置く。

2 [略]

(土木部)

第28条 [略]

(内部組織)

第19条 広域振興局に、別表第1に掲げるところにより、部、審査指導監、室、課及び所を置く。

2 [略]

(土木部)

第28条 [略]

(審査指導監)

第28条の2 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局に置かれる審査指導監の位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	審査指導監	位置	所管区域
盛岡広域振興局	盛岡審査指導監	盛岡市	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡
県南広域振興局	奥州審査指導監	奥州市	奥州市 胆沢郡
	花巻審査指導監	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
	一関審査指導監	一関市	一関市 西磐井郡
沿岸広域振興局	釜石審査指導監	釜石市	釜石市 上閉伊郡
	宮古審査指導監	宮古市	宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）
	大船渡審査指導監	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 気仙郡
県北広域振興局	久慈審査指導監	久慈市	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち野田村及び洋野町
	二戸審査指導監	二戸市	二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡

2 審査指導監の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センター、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）第1条から第3条までに規定する中学校、高等学校及び特別支援学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）に規定する警察署（以下「出先機関等」という。）に係る収入金の収納（地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。）に関すること。



(県民生活センター)

第34条 [略]

2 前項に規定するもののほか、県民生活センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]

3 [略]

(農業研究センター)

第63条 次の事務を処理するため、岩手県農業研究センターを置く。

- (1)～(18) [略]
- (19) 農業ふれあい公園に関すること。

2 [略]

(農業大学校)

第68条 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 花きセンターに関すること。

2 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報コーナー	[略]
環境学習交流センター	[略]
[略]	
[略]	[略]
男女共同参画センター 岩手県パスポートセンター	

- (2) 出先機関等の収入についての収入報告及び収入決算報告に関すること。
- (3) 出先機関等の長が発する支出命令に係る支出負担行為の確認（旅費に関するものを除く。）及び支払に関すること。
- (4) 出先機関等の会計検査及び会計事務指導に関すること。
- (5) 用品調達基金条例施行規則（昭和39年岩手県規則第17号）の規定による用品の購入及び払出しに関すること。
- (6) 物品の処分（貸与被服、動物及び生産物の処分を除く。）に関すること。
- (7) 岩手県収入証紙の売りさばき、売渡し、交換、廃棄及び購入代金の還付に関すること。
- (8) 岩手県収入証紙の売りさばき所の変更及び増設の承認並びに廃止届の受理に関すること。
- (9) 出先機関等に係る支払についての支出計算証明及び支出決算報告に関すること。
- (10) 別に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に関すること。
- (11) 別に定める私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。
- (12) 出先機関等に係る歳入歳出外現金の払出しについての歳入歳出外現金等出納報告に関すること。
- (13) 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること。

(県民生活センター)

第34条 [略]

2 前項に規定するもののほか、県民生活センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) [略]
- (2) 消費者安全の確保に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]

3 [略]

(農業研究センター)

第63条 次の事務を処理するため、岩手県農業研究センターを置く。

- (1)～(18) [略]
- (19) 岩手県立農業ふれあい公園に関すること。

2 [略]

(農業大学校)

第68条 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 岩手県立花きセンターに関すること。

2 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報コーナー	[略]
<u>岩手県パスポートセンター</u> <u>国際交流センター</u>	国際室
環境学習交流センター	[略]
[略]	
[略]	[略]
男女共同参画センター	

NPO活動交流センター	
国際交流センター	
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	部局等	[略]	[略]
		復興局長	
		国体・障がい者スポーツ大会局長	
	部局等（秘書広報室、復興局及び国体・障がい者スポーツ大会局を除く。）	[略]	
	[略]	[略]	[略]
	復興局	[略]	
	国体・障がい者スポーツ大会局		
	[略]		
	総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務第1号、第7号、第9号、第10号、第11号、第13号及び第15号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	[略]	[略]	
地域振興室	地域連携推進監	[略]	
		[略]	
		[略]	
	科学I L C推進室	[略]	
競馬改革推進室	[略]		
[略]			
広域振興局	[略]		
局	部	[略]	
	経営企画部（県南広域振興局を除く。）及び地域振興センター	[略]	
	[略]		
	宮古土木センター	[略]	[略]

NPO活動交流センター	
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	部局等	[略]	[略]
		復興局長	
	部局等（秘書広報室及び復興局を除く。）	[略]	
	[略]	[略]	[略]
	復興局	[略]	
	[略]		
	総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務第1号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第14号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	[略]	[略]	
	地域振興室	地域振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項地域振興担当及び県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
		地域連携推進監	[略]
県北沿岸振興課長		上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理する。	
科学I L C推進室	[略]		
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第9項国際担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。	
競馬改革推進室	[略]		
[略]			
広域振興局	[略]		
局	部	[略]	
	審査指導監	審査指導監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、審査指導監の分掌事務を掌理する。
	経営企画部（県南広域振興局を除く。）及び地域振興センター	[略]	
	[略]		
宮古土木センター	[略]	[略]	

及び大船渡土木センター	
[略]	
[略]	
[略]	

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
広域振興局	部	特命参事	[略]
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特定事務を処理する。
		[略]	
	局付	[略]	
	[略]		
[略]			

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、 <u>上席講師</u> 、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、 <u>主査講師</u> 、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、 <u>主任講師</u> 、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、 <u>建築監視員</u> 、主任主事、主任技師、主事、技師、行政専門員、通信技師、消防教官、 <u>栄養指導員</u> 、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、 <u>講師</u> 、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導員

、岩泉土木センター及び大船渡土木センター	
[略]	
[略]	
[略]	

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
広域振興局	部	特命参事	[略]
	部及び審査指導監	特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は <u>審査指導監</u> の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は <u>審査指導監</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は <u>審査指導監</u> の特定事務を処理する。
		[略]	
	<u>審査指導監</u>	<u>主査</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、審査指導監の特定事務を処理する。</u>
	局付	[略]	
	[略]		
[略]			

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、 <u>上席スポーツ医・科学専門員</u> 、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、 <u>主査スポーツ医・科学専門員</u> 、 <u>主査講師</u> 、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、 <u>主査建築専門員</u> 、 <u>主任スポーツ医・科学専門員</u> 、 <u>建築監視員</u> 、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、 <u>スポーツ医・科学専門員</u> 、 <u>行政専門員</u> 、 <u>講師</u> 、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、 <u>栄養指導員</u> 、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導員

教育職 (1)	教授、准教授、主査講師、主査技術指導員、主任講師、主任技術指導員、講師、技術指導員、技師、行政専門員
研究職	首席専門研究員、上席専門研究員、主査専門研究員、主任専門研究員、専門研究員
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	経営企画部	[略]
		支出審査課
		入札課
	[略]	
	土木部	[略]
県南広域振興局	[略]	
	総務部	[略]
		経理課
		支出審査課
		入札課
	花巻総務センター	[略]
		入札課
	一関総務センター	[略]
		入札課
	[略]	
土木部	[略]	
[略]		
沿岸広域振興局	[略]	
	土木部	[略]
	[略]	
	岩泉土木センター	[略]
		河川港湾課
		建築指導課
[略]		
県北広域振興局	[略]	
	土木部	[略]
	[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画	経営企画	総務部	総務部総	県税部	

教育職 (1)	首席スポーツ振興専門員、教授、上席スポーツ振興専門員、准教授、主査スポーツ振興専門員、主査講師、主査技術指導員、主任スポーツ振興専門員、主任講師、主任技術指導員、スポーツ振興専門員、講師、技術指導員、行政専門員
教育職 (2)	首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員、スポーツ振興専門員
研究職	首席専門研究員、上席専門学芸員、上席専門研究員、主任専門学芸員、主査専門研究員、主任専門研究員、専門学芸員、専門研究員、学芸員
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等	
盛岡広域振興局	経営企画部	[略]	
		支出入札課	
		[略]	
	土木部	[略]	
	盛岡審査指導監		
県南広域振興局	[略]		
	総務部	[略]	
		支出入札課	
		花巻総務センター	[略]
		支出入札課	
	一関総務センター	[略]	
	支出入札課		
	[略]		
	土木部	[略]	
	[略]		
奥州審査指導監			
花巻審査指導監			
一関審査指導監			
沿岸広域振興局	[略]		
	土木部	[略]	
	[略]		
	岩泉土木センター	[略]	
		河川港湾課	
		河川復旧課	
建築指導課			
[略]			
釜石審査指導監			
宮古審査指導監			
大船渡審査指導監			
県北広域振興局	[略]		
	土木部	[略]	
	[略]		
	久慈審査指導監		
二戸審査指導監			

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画	経営企画	総務部	総務部総	県税部	

	部	部	務	税	
	地	地	セ	セ	
	域	域	ン	ン	
	振	振	タ	タ	
	興	興	ー	ー	
	セ	セ			
	ン	ン			
	タ	タ			
	ー	ー			
[略]					
20・21 削除					
22 [略]					
[略]					
29の5 特定非営利活動法人に関する こと（認定特定非営利活動法人及び 仮認定特定非営利活動法人に関する ものを除く。）。	[略]				
29の6 文化芸術振興に関すること（ 他部等の主管に属するものを除く。 ）。	<input type="radio"/>				
29の7 生活文化に関すること。	<input type="radio"/>				
29の8 国際交流及び国際協力に関す ること（他部等の主管に属するもの を除く。）。	<input type="radio"/>				
30 [略]					
[略]					
40 平泉の文化遺産の活用に関するこ と。	<input type="radio"/>				県南広域振興 局経営企画部に 限る。
[略]					
54 局内の経理及び物品の管理に関す ること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		[略]
[略]					
[略]					
[略]					
69 所管区域内の出先機関、岩手県教 育委員会行政組織規則（昭和37年岩 手県教育委員会規則第2号）第24条 に規定する教育事務所、総合教育セ ンター設置条例（昭和41年岩手県条 例第18号）に規定する岩手県立総合 教育センター、生涯学習推進センタ ー条例（平成8年岩手県条例第18号 ）に規定する岩手県立生涯学習推進 センター、図書館条例（平成17年岩 手県条例第67号）に規定する岩手県 立図書館、岩手県立学校設置条例（ 昭和32年岩手県条例第11号）第1条 から第3条までに規定する中学校、	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	[略]

	部	部	務	税	
	地	地	セ	セ	
	域	域	ン	ン	
	振	振	タ	タ	
	興	興	ー	ー	
	セ	セ			
	ン	ン			
	タ	タ			
	ー	ー			
[略]					
20 国際交流及び国際協力に関するこ と（他部等の主管に属するものを除 く。）。	<input type="radio"/>				
21 文化芸術の振興に関すること（他 部等の主管に属するものを除く。）	<input type="radio"/>				
21の2 世界遺産の普及啓発及び活用 に関すること（文化遺産に係るもの に限る。）。	<input type="radio"/>				
21の3 スポーツの振興に関すること	<input type="radio"/>				
22 [略]					
[略]					
29の5 特定非営利活動法人に関する こと（認定特定非営利活動法人及び 特例認定特定非営利活動法人に関す るものを除く。）。	[略]				
30 [略]					
[略]					
40 削除					
[略]					
54 局内の経理及び物品の管理に関す ること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	[略]
[略]					
[略]					
[略]					
69～73 削除					

高等学校及び特別支援学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）に規定する警察署（以下「出先機関等」という。）に係る収入金の収納（地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。）に関すること。									
70 出先機関等の収入についての収入報告及び収入決算報告に関すること	○	○	○						
71 出先機関等の長が発する支出命令に係る支出負担行為の確認（旅費に関するものを除く。）及び支払に関すること。	○	○	○						
72 用品調達基金条例施行規則（昭和39年岩手県規則第17号）の規定による用品の購入及び払出しに関すること。	○	○	○	○					
73 物品の処分に関すること。	○	○	○						
74 出先機関等に係る給与の支給に係る帳票等の経由及び保管等に関すること。	○	○	○						[略]
75 教育事務所所管の市町村立の小学校等に係る給与の支給に伴う帳票等の経由及び保管等に関すること。	○	○	○						
76 岩手県収入証紙の売渡し、交換、廃棄及び購入代金の還付に関すること。	○	○	○	○					県南広域振興局経営企画部を除く。
77 岩手県収入証紙の売りさばき所の変更及び増設の承認並びに廃止届の受理に関すること。	○	○	○						
78 出先機関等に係る支払についての支出計算証明及び支出決算報告に関すること。	○	○	○						
79 出先機関等の会計検査及び会計事務指導に関すること。	○	○	○						
80 別に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に関すること。	○	○	○						
81 別に定める私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。	○	○	○						
82 出先機関等に係る歳入歳出外現金の払出しについての歳入歳出外現金等出納報告に関すること。	○	○	○	○					
83 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること。	○	○	○						
84 [略]									[略]
[略]									[略]
[略]									[略]

備考1 [略]

2 この表に掲げるもののほか、広域振興局の経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）、経営企画部地域振興センター及び総務部においては、所管区域内に所在する食肉衛生検査所、家畜保健衛生所及び中央農業改良普及センターに係る歳入歳出予算の収入支出事務に関する事務を処理するものとする。

74 出先機関等に係る給与の支給に係る帳票等の経由及び保管等に関すること。	○	○	○	○						[略]
75 教育事務所所管の市町村立の小学校等に係る給与の支給に伴う帳票等の経由及び保管等に関すること。	○	○	○	○						
76～83 削除										
84 [略]									[略]	県南広域振興局経営企画部を除く。
[略]									[略]	[略]
[略]									[略]	[略]

備考1 [略]

2 この表に掲げるもののほか、広域振興局の経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）、経営企画部地域振興センター、総務部及び総務部総務センターにおいては、所管区域内に所在する食肉衛生検査所、家畜保健衛生所及び中央農業改良普及センターに係る歳入歳出予算の収入支出事務に関する事務を処理する

2 [略]

3 広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条―第27条関係）

分掌事務	分掌の区分								備考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
[略]									
103 種市漁港海岸休養施設の管理に関すること。									[略]
[略]									

[略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
5 道路、都市公園、河川、港湾、海岸、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理並びに砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止のために必要な管理に関すること。			[略]
[略]			

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
秘書広報室	秘書課	管理課長 行幸啓課長
[略]		
政策地域部	[略]	
	地域振興室	県北沿岸・定住交流課長 交通課長
	[略]	
	台風災害復旧復興推進室	[略]
環境生活部	[略]	
	廃棄物特別対策室	再生・整備課長 廃棄物施設整備担当課長
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長 NPO・文化国際課長 文化振興担当課長
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	観光課	観光振興担当課長 宣伝誘客担当課長
	[略]	
[略]		

ものとする。

2 [略]

3 広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条―第27条関係）

分掌事務	分掌の区分								備考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
[略]									
103 岩手県立種市漁港海岸休養施設の管理に関すること。									[略]
[略]									

[略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
5 道路、都市公園（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫を除く。）、河川、港湾、海岸、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理並びに砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止のために必要な管理に関すること。			[略]
[略]			

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
秘書広報室	秘書課	管理課長
[略]		
政策地域部	[略]	
	地域振興室	交通課長
	[略]	
	台風災害復旧復興推進室	[略]
	国際室	国際交流担当課長
文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	企画課長 管理課長
	文化振興課	文化芸術担当課長 文化交流担当課長 世界遺産担当課長
	スポーツ振興課	生涯スポーツ担当課長 競技スポーツ担当課長
	ラグビーワールドカップ2019推進課	総務企画担当課長 大会運営担当課長
環境生活部	[略]	
	廃棄物特別対策室	再生・整備課長 廃棄物施設整備課長
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長 NPO・協働課長
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	観光課	国内観光担当課長 国際観光担当課長
	[略]	
[略]		

復興局	[略]	
国体・障がい者スポーツ大会局	総務課	管理担当課長 企画広報担当課長 県民運動担当課長
	施設課	施設調整担当課長 輸送・交通担当課長 宿泊・衛生担当課長
	競技式典課	競技担当課長 式典担当課長
	障がい者スポーツ大会課	大会運営担当課長 大会競技担当課長
出納局	[略]	

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名称	位置
岩手県公会堂	盛岡市
岩手県立総合防災センター	[略]
県民活動交流センター	盛岡市
平庭高原体験学習館	[略]
平庭高原自然交流館	[略]
岩手県営屋内温水プール	[略]
いわてリハビリテーションセンター	岩手郡雫石町
[略]	
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	盛岡市
ふれあいランド岩手	盛岡市
[略]	
岩手県勤労身体障がい者体育館	盛岡市
岩手県立岩洞湖家族旅行村	[略]
岩手県立船越家族旅行村	[略]
岩手産業文化センター	滝沢市
岩手県立陸前高田オートキャンプ場	[略]
岩手県立水産科学館	宮古市
岩手県立農業ふれあい公園	[略]
[略]	
岩手県立緑化センター	[略]
岩手県立種市漁港海岸休養施設	[略]
岩手県営内丸駐車場	[略]
岩手県民会館	盛岡市
岩手県立柳之御所史跡公園	[略]
岩手県営体育館	盛岡市
岩手県営野球場	盛岡市
岩手県営スケート場	盛岡市
岩手県営スキージャンプ場	八幡平市
岩手県営武道館	盛岡市

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県国民保護協議会	[略]

復興局	[略]	
出納局	[略]	

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名称	位置
岩手県立総合防災センター	[略]
平庭高原体験学習館	[略]
平庭高原自然交流館	[略]
岩手県民会館	盛岡市
岩手県公会堂	盛岡市
岩手県営体育館	盛岡市
岩手県営野球場	盛岡市
岩手県営スケート場	盛岡市
岩手県勤労身体障がい者体育館	盛岡市
岩手県営スキージャンプ場	八幡平市
岩手県営武道館	盛岡市
岩手県営屋内温水プール	[略]
県民活動交流センター	盛岡市
[略]	
ふれあいランド岩手	盛岡市
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	盛岡市
[略]	
いわてリハビリテーションセンター	岩手郡雫石町
岩手産業文化センター	滝沢市
岩手県立岩洞湖家族旅行村	[略]
岩手県立船越家族旅行村	[略]
岩手県立陸前高田オートキャンプ場	[略]
岩手県立農業ふれあい公園	[略]
[略]	
岩手県立緑化センター	[略]
岩手県立水産科学館	宮古市
岩手県立種市漁港海岸休養施設	[略]
岩手県営内丸駐車場	[略]
岩手県立柳之御所史跡公園	[略]

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県国民保護協議会	[略]
岩手県自治紛争処理委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第251条第1項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停等に関すること



岩手県固定資産評価審議会	[略]
[略]	
岩手県障害者施策推進協議会	[略]
岩手県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申等に関すること。
岩手県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による精神病院等の入院者の入院の要否及び処遇の適否の審査に関すること。
岩手県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。
岩手県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるための医療費支給認定をしないこととする事についての審査に関すること。
[略]	
岩手県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関すること。
岩手県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員からの保険に関する審査の申立てに関する審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関すること。
岩手県事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。
[略]	
岩手県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項及び第2項の規定による都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関すること。
岩手県開発審査会	都市計画法第34条第14号の規定による市街化調整区域に係る開発行為に関する審議及び同法第50条第1項

岩手県固定資産評価審議会	[略]
[略]	
岩手県障害者施策推進協議会	[略]
岩手県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第12条の規定による精神病院等の入院者の入院の要否及び処遇の適否の審査に関すること。
岩手県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるための医療費支給認定をしないこととする事についての審査に関すること。
岩手県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。
[略]	
岩手県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員からの保険に関する審査の申立てに関する審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関すること。
岩手県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関すること。
岩手県あっせん委員	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2第1項の規定による土地等の取得に関する紛争の解決についてのあっせんに関すること。
岩手県仲裁委員	土地収用法第15条の7第1項の規定による土地等の取得に際しての対償のみに関する紛争についての仲裁に関すること。
岩手県事業認定審議会	土地収用法第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。
[略]	
岩手県開発審査会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号の規定による市街化調整区域に係る開発行為に関する審議及び同法第50条第1項
岩手県都市計画審議会	都市計画法第77条第1項及び第2項の規定による都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対

	の規定による審査請求に対する裁決に関すること。
[略]	
条例によるもの	
名称	所掌事務
[略]	
岩手県いじめ再調査委員会	岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年岩手県条例第63号）第1条の規定により、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うこと。
[略]	
岩手県個人情報保護審議会	[略]
岩手県財産評価審議会	[略]
公務災害補償等認定委員会	県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）第3条第3項の規定により、災害が公務上のものであるかどうかについて実施機関に意見を述べること。
公務災害補償等審査会	県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第2項の規定により、実施機関が行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立てについて審査すること。
岩手県総合計画審議会	[略]
岩手県政策評価委員会	[略]
岩手県環境影響評価技術審査会	[略]
[略]	
岩手県社会貢献活動支援審議会	[略]
岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号）第21条の規定により、文化芸術の振興に関する基本的事項及び同条例の規定によりその権限に属せられた事項並びにその他文化芸術の振興に関し必要な事項を調査審議すること。
保健所運営協議会	[略]
岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]
岩手県障害者介護給付費等不服審査会	[略]
[略]	

	する建議に関すること。
[略]	
条例によるもの	
名称	所掌事務
[略]	
公務災害補償等審査会	県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）第18条第2項の規定により、実施機関が行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立てについて審査すること。
[略]	
岩手県個人情報保護審議会	[略]
岩手県いじめ再調査委員会	岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年岩手県条例第63号）第1条の規定により、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うこと。
岩手県財産評価審議会	[略]
公務災害補償等認定委員会	県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第3条第3項の規定により、災害が公務上のものであるかどうかについて実施機関に意見を述べること。
岩手県総合計画審議会	[略]
岩手県政策評価委員会	[略]
岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号）第21条の規定により、文化芸術の振興に関する基本的事項及び同条例の規定によりその権限に属せられた事項並びにその他文化芸術の振興に関し必要な事項を調査審議すること。
岩手県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定によるスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県環境影響評価技術審査会	[略]
[略]	
岩手県社会貢献活動支援審議会	[略]
岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
岩手県国民健康保険運営協議会	岩手県国民健康保険運営協議会条例（平成29年岩手県条例第15号）第1条の規定により、県の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]
岩手県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申等に関すること。
岩手県障害者介護給付費等不服審査会	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。	

- 附 則  
(施行期日)
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(用品調達基金条例施行規則の一部改正)
  - 用品調達基金条例施行規則(昭和39年岩手県規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1)～(3) [略] (4) 会計管理者等 会計管理者又はその委任を受けた <u>広域振興局経営企画部(県南広域振興局にあっては、総務部)</u> の出納員をいう。 (5) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1)～(3) [略] (4) 会計管理者等 会計管理者又はその委任を受けた <u>広域振興局審査指導監</u> の出納員をいう。 (5) [略]

- 備考 改正部分は、下線の部分である。
- (県立都市公園条例施行規則の一部改正)
- 県立都市公園条例施行規則(昭和41年岩手県規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保管工作物等一覧簿の閲覧) 第2条の3 条例第10条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、当該工作物等を除却した県立都市公園を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター(当該県立都市公園が岩手県営運動公園又は岩手県立御所湖広域公園の艇庫の場合にあっては、 <u>教育委員会事務局</u> )において、別に定める様式による保管工作物等一覧簿を閲覧に供することによるものとする。 2～6 [略] (別表第3の2(2)の規則で定める者) 第6条の2 条例別表第3の2(2)の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>第5条第3号</u> に掲げる者 2 [略]	(保管工作物等一覧簿の閲覧) 第2条の3 条例第10条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、当該工作物等を除却した県立都市公園を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター(当該県立都市公園が岩手県営運動公園又は岩手県立御所湖広域公園の艇庫の場合にあっては、 <u>文化スポーツ部スポーツ振興課</u> )において、別に定める様式による保管工作物等一覧簿を閲覧に供することによるものとする。 2～6 [略] (別表第3の2(2)の規則で定める者) 第6条の2 条例別表第3の2(2)の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>第5条第1項第3号</u> に掲げる者 2 [略]

- 備考 改正部分は、下線の部分である。
- (看護師養成所授業料等条例施行規則の一部改正)
- 看護師養成所授業料等条例施行規則(昭和44年岩手県規則第54号)の一部を次のように改正する。  
様式第9号及び様式第10号中「広域振興局の総務部長又は管理主幹」を「広域振興局審査指導監」に改める。  
(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)
  - 岩手県収入証紙条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、 <u>第13条の2第1項及び第13条の3第1項</u> に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。 (2) [略] (郵送による証紙の買受けの特例) 第14条 [略] 2 [略] 3 市町村は、前項の規定により証紙の郵送を受けたときは、直ちに、会計管理者の委任を受けた <u>広域振興局の経営企画部(県南広域振興局経営企画部を除く。)</u> 及び <u>総務部並びに県南広域振興局土木部の出納員(以下「<u>広域振興局経営企画部等の出納員</u>」という。)</u> に当該郵送された証紙に係る岩手県収入証紙受領書(様式第9号・その2)を提出しなければならない。	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 。 (1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、 <u>第8条の2第1項</u> 、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項 <u>及び第13条の2第1項</u> に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。 (2) [略] (郵送による証紙の買受けの特例) 第14条 [略] 2 [略] 3 市町村は、前項の規定により証紙の郵送を受けたときは、直ちに、会計管理者の委任を受けた <u>広域振興局の審査指導監及び県南広域振興局土木部の出納員(以下「<u>広域振興局審査指導監等の出納員</u>」という。)</u> に当該郵送された証紙に係る岩手県収入証紙受領書(様式第9号・その2)を提出しなければならない。

<p>い。</p> <p>(県における売りさばき所等)</p> <p>第15条の2 県における売りさばき所は、広域振興局の<u>経営企画部</u>(<u>県南広域振興局経営企画部を除く。</u>)及び<u>経営企画部地域振興センター</u>、<u>総務部及び総務部総務センター並びに土木部土木センター</u>(北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターに限る。)とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(証紙の交付等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 広域振興局長は、前項に規定する証紙の交付を受けたときは、直ちに<u>広域振興局経営企画部等の出納員</u>に当該交付を受けた証紙を引き渡し、その保管を命じなければならない。</p> <p>3 <u>広域振興局経営企画部等の出納員</u>は、前項の規定により、証紙の引渡しを受けたときは、直ちに、会計管理者に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書(様式第11号・その2)を提出しなければならない。</p>	<p>(県における売りさばき所等)</p> <p>第15条の2 県における売りさばき所は、広域振興局の<u>審査指導監</u>及び土木部土木センター(北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターに限る。)とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(証紙の交付等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 広域振興局長は、前項に規定する証紙の交付を受けたときは、直ちに<u>広域振興局審査指導監等の出納員</u>に当該交付を受けた証紙を引き渡し、その保管を命じなければならない。</p> <p>3 <u>広域振興局審査指導監等の出納員</u>は、前項の規定により、証紙の引渡しを受けたときは、直ちに、会計管理者に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書(様式第11号・その2)を提出しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第8号、様式第9号(その2)及び様式第11号(その2)中「広域振興局(経営企画部) (総務部) (土木部) 出納員」を「広域振興局(審査指導監) (土木部) 出納員」に改める。

(県営住宅等条例施行規則の一部改正)

6 県営住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第17号及び様式第36号中「管理主幹等」を「広域振興局審査指導監」に改める。

(県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部改正)

7 県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第144号)の一部を次のように改正する。

様式第17号及び様式第31号中「管理主幹等」を「広域振興局審査指導監」に改める。

(看護師養成所授業料等条例施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第4項から前項までの規定による改正後の看護師養成所授業料等条例施行規則、岩手県収入証紙条例施行規則、県営住宅等条例施行規則及び県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する納入通知票等について適用し、同日前に提出した納入通知票等については、なお従前の例による。

9 附則第4項から第7項までの規定による改正前の看護師養成所授業料等条例施行規則、岩手県収入証紙条例施行規則、県営住宅等条例施行規則及び県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)

10 知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成11年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する出先機関(広域振興局にあっては、部及び所)をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する出先機関(広域振興局にあっては、部、<u>審査指導監</u>及び所)をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	